

## 史料紹介と研究

## 十一月二十五日付琉球国世主宛御内書案二点

岡本 真

はじめに

琉球の世主に宛てて室町殿が発給した文書については、田中健夫氏、何慈毅氏、佐伯弘次氏らによって、様式などに関する検討がなされてきた<sup>1)</sup>。その際に必ず参照されているのが、後掲の『運歩色葉集』所収応永二十一年（一四一四）十一月二十五日付琉球国世主尚思紹宛足利義持御内書案で、同年に琉球船の来航があったと推測する根拠としても用いられてきた。ただし、複数ある同書の写本間で内容に差異が存するにもかかわらず、従来の研究では、特に検証もなままに、ひとつの写本のみが引用されてきた。

また、筆者がこれまで調査してきた限りでは、諸史料のなかに、同文書と類似の、同じ十一月二十五日付ではあるものの発給年の異なる文書が、複数確認される。ところが、前述の諸論文をはじめとする先行研究のなかで、これらについて言及したものは、管見の限り見出し得ない。

そこで以下では、まず『運歩色葉集』所収文書について諸写本間の校異を示し、次に類似の文書を紹介して、それらの関係について私見を述べたい。

## 一 応永二十一年付文書

『運歩色葉集』は天文十七年（一五四八）の序文を有する古辞書で、その利部に応永二十一年十一月二十五日付琉球国世主宛御内書案が収録されていることが、つとに小葉田淳氏によって指摘されている<sup>2)</sup>。同本の原本は今日所在不明で、古写本としては、京都大学附属図書館所蔵元龜二年（一五七二）写本、西来寺所蔵天正十五年（一五八七）写本、京都大学文学部国語学国文

学研究室所蔵天正十七年写本、静嘉堂文库所蔵写本の、四点が知られている<sup>3)</sup>。小葉田氏がどの写本に拠ったかは定かでないが、田中健夫氏および佐伯弘次氏はこのうち元龜二年写本（図1）を、何慈毅氏は静嘉堂文库所蔵写本を典拠として翻刻を掲載している<sup>4)</sup>。ただし、底本選定の理由はいずれも明示されていない。そこで以下では、最古の写本である元龜二年写本を底本として翻刻し、他本との異同を注記して示すこととする<sup>5)</sup>。

〔封紙上書〕  
りうきう国のよのぬしへ

御文くはしく見申、しん上の物ともたしかにうけとりぬ、

応永廿一年十一月廿五日

りうきう国のよのぬしへ

公方様より琉球へ被遣候御返事如斯候、仮名也、小高檀紙上下縮也、

【校異】(a) りうきう国のよのぬしへ、天十五「琉球国之世のあるしへ」。静「琉球国之世之主<sup>ハ</sup>、御文委<sup>ケ</sup>」。底本ヲ除ク諸本印影ナシ。(b) 御文くはしく見申、天十五「御文くわしく見申候了」。天十七「御文くはしく見申候」。静「見申候」。(c) しん上の、天十五・静「進上之」。(d) とも、天十五ナシ。静「共」。(e) たしかに、天十五「慥」。静「慥」。(f) うけとりぬ、天十五「請取ぬ」。静「請取候」。(g) 十一月、天十七「十月」。(h) りうきう国のよのぬしへ、天十五・天十七ナシ。静「琉球国之主<sup>ハ</sup>」。底本ヲ除ク諸本印影ナシ。(i) 公方様より、天十五・静「自公方様」。天十七「公方さまより」。(j) 琉球、天十七「龍興」。(k) 候、天十五・天十七ナシ。(l) 斯、天十五・天十七・静「此」。(m) 也、天十五「にて候へく候」。天十七ナシ。(n) 小高檀紙、天十五「小高檀紙少切」。天十七「小高檀紙少切」。静「小島、檀紙少切」。(o) 縮、天十七・静ルビナシ。

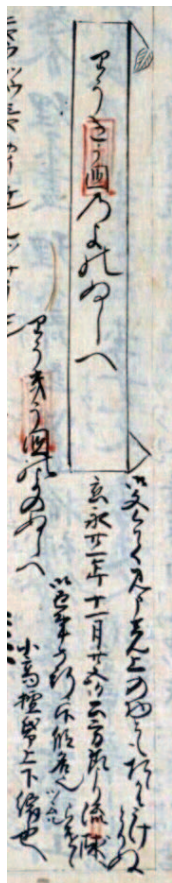


図1 『運歩色葉集』元龜二年写本（京都大学附属図書館所蔵）部分

こうした諸本間の差異を一覧すると、元龜二年写本のみが、もとの文書に押印のあった形跡を伝えているし、他の年代の類例から判断する限り、封紙や宛所も適切に写しているように見うけられる。そのため、これらの点においては、もともとも原本に近い形で写しているのは同本と考えられる。田中氏や佐伯氏が同本に拠ったのは、まさに炯眼である。

ただし、細部について述べれば、元龜二年写本に「見申」とある箇所の下には、それ以外の写本ではいずれも「候」字が存しており、他の年代の類例を参照しても、同字のある方が原態に近いと考えられる。また、注記においても、他の写本にある「少切」が、元龜二年写本からは脱落している。これらからすると、同本もまた、原撰本の記載を忠実に反映してはいないことがわかる。つまり、『運歩色葉集』所収の琉球国世主宛御内書案について論じるにあたっては、諸本の異同を比較し、できる限り原撰本の姿を復原することが必要だと言える。

これを踏まえて確認しておきたいのが、その差出年月日である。諸本の差異を見てみると、天正十七年本のみ十月付になっているが、それ以外はいずれも十一月付になっている。したがって、原撰本では応永二十一年十一月二十五日付となっていたと判断するのが妥当である。

## 二 応永二十二年付文書

静嘉堂文庫所蔵『書札礼』は一冊本で、表紙題簽に「書札礼 完」とあり、それを開くと原表紙があつて、「書札礼寛永本」と朱書されている。丁数は原表紙を除いて四〇丁で、第一丁には「色川三中蔵書」および「静嘉堂蔵書」の印がある。また、最終丁裏には寛永十六年（一六三九）付の奥書がある。

同書の内容は、室町織豊期の実際にやりとりされたと思われる文書を挙げつつ、標題の通り書札礼について叙述したもので、第一一丁裏には、次のような記載がある（図2）。

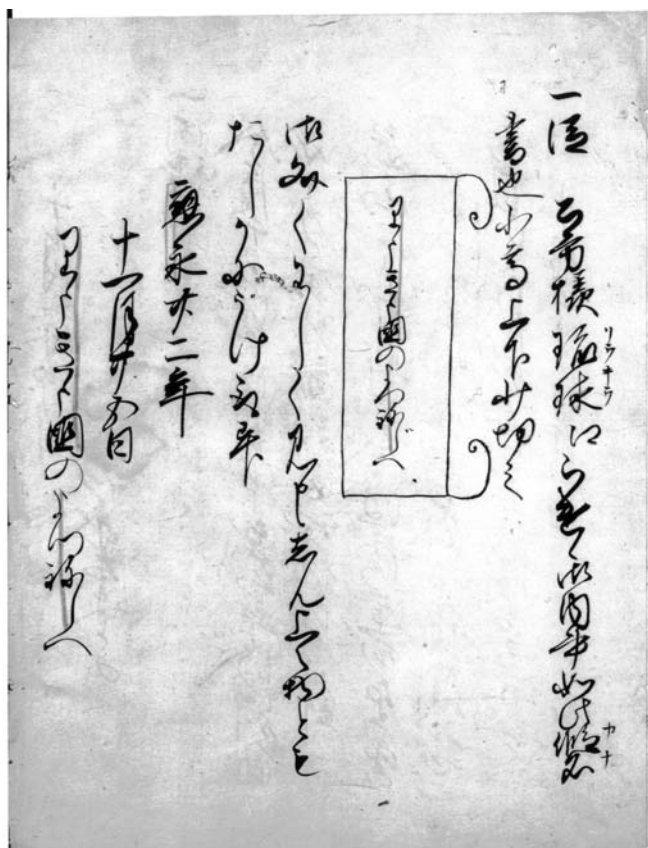


図2 『書札礼』（静嘉堂文庫所蔵）部分

一、從 公方様琉球リウキウ被遣候御内書如此、仮名書也、小高上下少切之、  
「りうきゆうこくのおんしん（封紙上書）」

応永廿二年

十一月廿五日

りうきゆうこくのおんしん（マ）へ

ここに記された琉球国世主宛御内書案は、年と月日の間の改行の有無や、細かな字の相違はあるが、前掲の『運歩色葉集』所収文書と同内容のものである。今日知られている複数の琉球国世主宛御内書案において、本文の文言はおおよそ同様であるため、このような符合はそれほど意外なことではない。むしろ目を引くのは冒頭の一つ書の記述で、文書本文のみならずこの部分までもが、『運歩色葉集』の注記とほぼ同内容である。このことからする

と、御内書案に関する両書の情報源は同じものであると考えられる。

これを踏まえて注目したいのは、同じ十一月二十五日付でも、『運歩色葉集』所収文書が応永二十一年付なのに対し、静嘉堂文庫所蔵『書札礼』所収文書が同二十二年付となっており、どちらかが誤りと考えられる点である。他の年代の類例から判断する限り、本文の文言や宛所などについては、前者の方が原本の情報をより正しく反映しているようにも見うけられる。ただし、これを演繹して発給年にも当てはめるのには、慎重になる必要がある。というのも、同二十二年付となっているものは、これだけではないからである。具体的に述べると、『歴代古案』には次のように記されている。<sup>(10)</sup>

一、勝定院殿之御代、琉球国へ被遣御内書、

御文くはしく見申候、しん上の物ともたしかにうけとりぬ、

応永廿二年十一月廿五日

りうきう国のよのぬしへ

(封紙上書)  
「りうきう国のよのぬしへ」

如此上包ニ被遊、内ノ年号何年ニ御朱印有、又上包ノ国ト云字ニ御朱印アリ、

ここには前掲のふたつとは異なって押印に関する注記があるものの、記載内容から判断する限り、文書自体は静嘉堂文庫所蔵『書札礼』所収のものと同じ原文書に由来すると考えられる。このようなものがあるからには、応永二十二年付を一概に誤りと断定することはできない。つまり、これまで同二十一年に琉球船の来航があったとする推測の根拠として用いられてきた文書は、実は同二十二年のものだった可能性もあるのである。

### 三 応永二十四年付文書

東京大学史料編纂所所蔵謄写本『書札礼』は一冊本で、明治十八年（一八八五）に前田利嗣氏の蔵書を写したものである。<sup>(11)</sup> 全三二丁のうち最終丁裏に

は底本の包紙の裏書が写されており、「貫越中守殿<sup>江</sup>於芸州門山御陣、御屋形様以御意見被仰付記給候一卷也」とあって、大内氏家臣貫越中守にかかわるものであることがわかる。内題には「書札礼之事」とあり、内容からしても、先に紹介した静嘉堂文庫所蔵のものとは同名異書である。同書の第二四丁表裏には、以下のように記されている。

一、如何体之子細候哉<sup>ト</sup>書<sup>ト</sup>、如何体子細哉<sup>ト</sup>書<sup>ト</sup>各別也、候<sup>ト</sup>云字<sup>ヲ</sup>置<sup>テハ</sup>少賞翫也、

(封紙上書)  
「りうきう国のよのぬしへ」

御文くはしく見申候、しん上物ともたしかにうけとり候ぬ、

応永廿四年十一月廿五日

りうきう国のよのぬしへ

琉球国御返事如此、御印如此、御料紙ハ高引合上下<sup>ヲ</sup>少<sup>シ</sup>キル、横<sup>ハ</sup>其マ、也、

右の箇所には、「候」字の有無で丁重さが異なることの例として、琉球国世主宛御内書案が引用されている。静嘉堂文庫所蔵『書札礼』所収のものなどと同様、細かな違いこそあるが、文言も十一月二十五日という発給月日も、『運歩色葉集』所収のものとはほぼ一致している。ただ、やはり年号は異なっており、ここでは応永二十四年付になっている。さらに、末尾に付された注記を見ると、料紙の上下を切つて短くすることなど、共通する情報がある一方で、料紙の左右を裁断しないことへの言及がなされている点では、明確に異なっている。また、本文の印影の位置も『運歩色葉集』との間に差異がある。<sup>(12)</sup>

このような特徴を考慮すると、謄写本『書札礼』は、『運歩色葉集』と同じ情報源からの写しとは言い切れない。もちろん原文書が同一の可能性もあるが、あるいは、たまたま月日が一致しているだけの、別の文書なのかもしれない。



おわりに

本稿では、応永二十年代の十一月二十五日付琉球国世主尚思紹宛足利義持御内書案三点を取り上げた。まず、すでに知られている応永二十一年付文書については、これまでなされてこなかった異本対校をおこない、ひとつの写本に依拠するのみでは不十分な点を指摘した。次に、同二十二年付文書と同二十四年付文書を紹介し、前者については同二十一年付文書と共通の原本に由来すると想定されること、すなわちどちらかの年が誤りであることを指摘した。また、後者については、やはり原文書が共通する可能性と、そうでない可能性の両方が想定され得ることを指摘した。

右に挙げた御内書案三点はいずれも管見に入ったものにすぎない。そのため、他の未見の書札礼書などには、別の形で同様の文書が写されているかもしれない、今後も調査をつづけていく必要がある。また、本稿では琉球国世主宛御内書案のみに焦点を絞ったが、『運歩色葉集』や書札礼書自体のさらなる研究も不可欠であろう。挙げて課題としたい。

注

- (1) 田中健夫「文書の様式より見た足利將軍と琉球国王の関係」(同『対外関係と文化交流』思文閣出版、一九八二年、初出一九八〇年)。何慈毅「十五・六世紀における日琉関係の一考察―室町將軍琉球国王間の往復書状をめぐって―」(『年報中世史研究』一七、一九九二年)。佐伯弘次「室町前期の日琉関係と外交文書」(『九州史学』一一一、一九九四年)。
- (2) 小葉田淳「足利幕府との通交、其近畿貿易」(同『増補中世南島交易史の研究』臨川書店、一九九三年、初出一九三七年)一五頁。ただし、小葉田氏は十二月二十五日付としている。
- (3) それぞれ影印本が公刊されている。京都大学文学部国語学国文学研究室編『運歩色葉集―元龜二年京大本―』(臨川書店、一九六九年)。木村晟編『天正十五年本運歩色葉集―影印本文・和訓索引―』(大空社、一九九六年)。京都大学文学部国語学国文学研究室編『運歩色葉集―天正十七年本―』(臨川書店、一九七七年)。
- 『運歩色葉集―静嘉堂文庫蔵本―』(白帝社、一九六一年)。
- (4) 田中前掲論文一〇八・一〇九頁。何前掲論文六七頁。佐伯前掲論文六〇頁。

(5) 以下、翻刻にあたり、漢字はおおむね常用字を用い、変体仮名等は通用の字体に改め、返り点は省略した。また、読点や括弧書きの傍書は、筆者が施した。対校注において、天正十五年写本は「天十五」、天正十七年写本は「天十七」、静嘉堂文庫所蔵写本は「静」と略称した。

(6) 本稿の翻刻では、読解の便を考慮して①封紙部分、②本文、③注記の順に翻刻したが、図1を見れば明らかのように、底本では上部に①が記され、下部および左側に②と③が区切りの不明な状態で記されている。

(7) 琉球国世主宛室町殿御内書案は、ほかに永享八年(一四三六)九月十五日付、同十一年三月七日付、大永七年(一五二七)七月二十四日付のものと、年月日が省略された『砂巖』巻四「書札間事」所収のものが確認されている(田中前掲論文一〇九・一一〇頁、何前掲論文六七・六八頁、佐伯前掲論文六八・六九・七四頁)。

(8) 前述のように何氏は静嘉堂文庫所蔵写本を底本として明示しているが、その翻刻内容から判断する限り、実際には元龜二年写本に拠ったものであろう。

(9) 注(7)参照。

(10) 『歴代古案 第三』(史料纂集古文書編二九、続群書類従完成会、一九九八年)一四四・一四六頁。ただし、注(5)に示した方針に則して一部を改めた。また、東京大学史料編纂所所蔵謄写本(伊佐早謙氏原蔵、同所データベースにおいて画像公開中)には、末尾の注記に則した印郭が本文上に示されている。なお、この文書については、黒嶋敏氏よりご教示を得た。

(11) 謄写本の底本となったものは、現在は公益財団法人前田育徳会が所蔵していると目される。筆者はそれを閲覧して内容を確認し、同本に依拠して本稿執筆にあたる予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、入稿までに閲覧することができなかった。そのため、本稿では謄写本に拠った。

(12) 『蔭涼軒日録』長禄二年(一四五八)十二月十四日条には、当時の琉球国への返書では、文書末尾の年号の第二字の上と、封紙上書の仮名書の第二字の上、折紙の賜物目録の後の、三箇所に押印していたことが記されている。この記載は、前掲の『歴代古案』の注記と若干異なるが、年号を押印箇所とする点では一致している。なお、田中健夫氏は、『蔭涼軒日録』の記載と他の外交文書の事例を根拠に、『運歩色葉集』所収文書の宛所部分に印影があるのは、印の位置を誤って写したためだと推測している(田中前掲論文二一九頁)。